総　　　則

（事務局）

第1条　本会は日本体育大学神奈川県保護者会と称し、事務局を

神奈川県保護者会会長宅に置く。

（目的）

第2条　本会は会員相互の融和、親睦と緊密な連絡を計り、保護者会本部と協力し、学生の健全なる育成を計り、大学と会員のリアルタイム双方向通信（大学からの現況や就職、クラブ活動等、会員からの質問、意見、要望等）のパイプ役となり大学に最大限の協力をし、支援していくことを目的とする。

（活動）

第３条　本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 保護者会本部と密接な連絡を取り、各支部との活動情報交換

をする。

(2)　学業に関する年間計画及び学生生活一般に関する情報交換。

　(3)　進路及び研究修養に関する支援。

(4)　その他必要な活動を行う。

（会員）

第4条　本会の会員は、神奈川県在住の保護者又はこれに代わる者

（以下保護者という）をもって構成する。

役　　　員

第5条　本会は、原則として次の役員を置く。

　　　　会 長　　　　1名

　　　　副会長 3名

　　　　書　 記 4名

総　 務 4名

広　 報 若干名

会 計 4名

監　 査 2名

(1)　会長は本会を代表し、会務を総括し、会議の議長になる。

(2)　副会長は会長を補佐し、会長不在のときは代理を務める。

(3)　書記は議事を正確に記録し、各種の会議に報告する。

(4)　総務は会議の会場手配及び懇親会の手配を担当する。

(5)　広報は大学、保護者会本部、各支部からの情報の収集及び

　　会報・その他の発行を担当する。

(6) 会計は本会の会計事務をつかさどり、定例総会に会計監査の

　　結果を報告する。

(7) 監査は随時会計の状態を監査し、定例総会に会計監査の結果

　　を報告する。

（選任）

第6条

(1)　役員は定例総会において保護者の中から選出する。

(2)　会長は役員の中から役員会で選出する。（原則として卒業年の

　　保護者）

(3)　副会長、書記、総務、広報、会計、及び監査は役員会で決定

する。

(4)　同窓生は役員の3分の1以上を占めず、なお、会長にはなら

ない。

（任期）

第7条

　(1)　役員の任期は原則として1年とし、学生の規定在籍期間を

越えない範囲で再任を妨げないものとする。

(2)　役員の任期は、定例総会終了後引き継ぎを完了するまでとし、

　　会の運営が円満に行われるよう協力するものとする。

顧　　　問

第8条　本会に顧問を置くことができる。

(1)　顧問は会長が役員会に諮って委嘱する。

(2)　顧問は原則として会長経験者とする。

総　　　会

第9条　総会は定例総会、臨時総会とし、会長が召集する。

　　　　定例総会は年1回開き、役員の選出、予算、決算、活動

その他、重要事項を審する。ただし、臨時総会は会長が必要

と認めたとき、又は会員の半数以上が会長に要望したとき、

臨時に開催することができる。

（役員会）

第10条　会長が必要のあるときは随時役員会を開き、会務を審議

決定する。

　　　　 役員会は会長、副会長、書記、総務、広報、会計、監査をもって構成する。

第11条　総会及び役員会の議決は出席者の過半数の同意を得るもの

とする。

会　　　計

第12条　本会の経費は本部よりの支部活動補助費、寄付金その他の

収入を充てる。

第13条　会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

細　　　則

第14条　この会則に定めるものの他、定例総会開催時期等必要事項

は役員会で決定する。

第15条　諸般の事情により定例総会開催が不可能と役員会が判断

した場合は、役員会を定例総会に代わって開催できるもの

とし、議決事項を有効とする。

この場合、決算報告等は会報誌等に掲載し報告するものと

する。

第16条　会則を変更する場合は、役員会の議を経て決定する。

付　　　則

1.　この会則は、平成7年4月1日から施行する。

2.　一部改正したこの会則は、 平成9年4月1日から施行する。

3. 一部改正したこの会則は、平成10年4月1日から施行する。

4. 一部改正したこの会則は、平成11年4月1日から施行する。

5. 一部改正したこの会則は、平成14年4月1日から施行する。

6. 一部改正したこの会則は、平成17年4月1日から施行する。

7. 一部改正したこの会則は、平成28年4月1日から施行する。